

医療関係者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

令和2年5月1日

公益社団法人鳥取県医師会
(協力：鳥取市保健所)

問1 診療所の職員1名が感染し、入院した場合、診療所は閉鎖しないとイケないか。閉鎖するのであれば何日程度か。

答

感染者が発生した場合、保健所は患者の行動歴等から濃厚接触者を特定します。濃厚接触者に対しては、患者との最終接触日から14日間の自宅待機及び健康観察をお願いします。患者と同じ診療所の職員は医師も含めて「長時間の接触があった者」として、濃厚接触者になる可能性がありますので、もしそうであれば、診療所は14日間、閉院をお願いすることになると思います。

(新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領)

問2 診療所の管理者たる医師が感染し、入院した場合、診療所は閉鎖(休診)しないとイケないと思うが、通院中の慢性疾患患者に対する治療はどうしたらよいか。感染していない職員により継続投薬してよいか。

答

診療所の管理者に代わる医師を確保し、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にしておくことができない場合は、診療の継続は難しいと考えられます。

(新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続き等について(R2.4.17厚生労働省通知、記の2))

問3 診療所の管理者たる医師又は職員が感染し、診療所を閉鎖した場合、再診者に限定して、電話再診による診療(カルテの閲覧、指示を電話で職員に指示)を継続することは可能か。

答

問2と同様に、診療所の管理者またはそれに代わる医師を確保し、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にしておくことができない場合は、診療の継続は難しいと考えられます。

一方、診療所の管理者またはそれに代わる医師を確保し、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にしておいた場合は、電話を用いた診療により、再診者にこれまでも処方されていた医薬品を処方することは差し支えないと考えられます。また、再診者の疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品を処方する場合、電話を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者に説明し同意を得ておき、その説明内容について診療録に記載して電話再診を行うことは差し支えないと考えられます。

(新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話は情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(R2.4.10厚生労働省事務連絡)記1-(3)-①)

問4 診療所の管理者たる医師と同居している家族が感染した場合、医師は診療所には出ないで、電話再診の形での対応でよいか。

答

感染者の同居のご家族は濃厚接触者に該当しますので、14日間の自宅待機をお願いすることになります。電話再診を行う場所については、必ずしも医療機関に限定されていませんが、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」Vの2（1）医師の所在及び（2）患者の所在に従って行う必要があると考えられます。

（オンライン診療の適切な実施に関する指針（H30年7月）（令和元年7月一部改訂）厚生労働省）

問5 医師会が運営している急患診療所に受診した患者が、後日コロナ感染者であったことが判明した場合、診察した医師はどのように対応したらよいか。

答

新型コロナウイルス感染症患者を診察した時期が感染可能期間（発症前2日目以降）であっても、適切な感染予防策を講じた上で診察されている場合は、濃厚接触に当たらないとされていますので、特に対応は必要ありません。感染予防策が適切でなかった場合は、濃厚接触者として14日間の自宅待機と健康観察をお願いします。

（新型コロナウイルス感染症対策における診察に関する留意点等について（R2.3.23鳥取県健康政策課長通知）別添 新型コロナウイルス感染症対策における診察に関する留意点及び濃厚接触者の範囲について）